平成２４年（フ）第４７５号
福岡市博多区板付６丁目11番９号
破産者　福岡酒類販売株式会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７３１号
福岡市中央区港１丁目２番21号
破産者　株式会社カネモリ
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４５４号
福岡県筑紫郡那珂川町松木２丁目230番地
破産者　株式会社三興住建
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５号
福岡市中央区大名１丁目９番７号
破産者　株式会社ミカレット
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４号
福岡県大野城市御笠川５丁目４番６号
破産者　ヤマモト石産株式会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５１号
北海道小樽市花園１丁目４番８号
破産者　株式会社館
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７号
埼玉県越谷市大字小曽川219番地
破産者　オリエント・エコ一株式会社
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７４４号
愛知県丹羽郡大口町替地３丁目211番地、開始決定時の住所愛知県東海市加木屋町西御門24番地の15
破産者　鳥居　智子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２５１号
大阪市西区南堀江１丁目４番19号
破産者　株式会社ユニコ
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７号
愛媛県四国中央市妻鳥町1055番地
破産者　妻鳥製紙株式会社
1　決定年月日　平成26年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９６号
福岡市早良区野芥６丁目２番２―202号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区野芥８丁目37番17号
破産者　佐野　國隆
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１５号
鹿児島県曽於郡大崎町永吉6662番地３
破産者　小松　民夫
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１０４号
札幌市白石区菊水１条２丁目３番８―606号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水２条１丁目６番６―805号
破産者　瀧川　秀明
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２３５号
札幌市清田区清田３条２丁目10番９号
破産者　長谷　朋之
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７８号
北海道北広島市里見町６丁目３番地４
破産者　奈良　朋子
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
群馬県桐生市東２丁目10番２号、破産手続開始決定時の住所群馬県桐生市仲町３丁目13番20号
破産者　萩口　貴之
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第５号
群馬県桐生市東２丁目10番２号、破産手続開始決定時の住所群馬県桐生市仲町３丁目13番20号
破産者　萩口　守江
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１８号
群馬県桐生市新里町山上1446番地７
破産者　小野里博史
1　決定年月日　平成26年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部